

# 社会福祉法人 博愛会 役員等報酬規程

(平成 17 年 4 月 1 日規程第 48 号)

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人博愛会（以下「当法人」という。）定款第 8 条および第 21 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 役員等については、報酬及び退職手当を支給する。

2 役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第 3 条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第 1 に定める額

(2) 退職手当については、別表第 2 に定める算式により算出される額

(3) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規則に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第 4 条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第 3 の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月 20 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第 3 条に準じた日とする。

(2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 3 か月以内に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第 2 項の規定にかかわらず、役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(退職手当)

第 8 条 役員等に対する退職手当の財源は、毎年度末に別表第 1 に定める報酬の額の 1 か月分を退職功労金積立金として資産に計上するものとする。

(端数の処理)

第 8 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成29年4月1日より改正施行する。